

介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防支援事業  
居宅介護支援事業  
関係事業者 各位

相模原市長 本村 賢太郎  
(公印省略)

令和 6 年 4 月以降の介護予防・日常生活支援総合事業の単価等の改正について (通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、地域支援事業実施要綱 (平成 1 8 年 6 月 9 日老発第 0 6 0 9 0 0 1 号) において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされていましたが、今回から市町村で単価の上限を設定できることとなりました。

本市では、これまで、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスについて、従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の単価と同様に月額包括報酬としていましたが、利用者間の負担の公平性や物価高騰等に伴う事業所負担等を考慮するため、別紙のとおり、令和 6 年 4 月以降、利用者の利用実態に合わせた 1 回当たりの単価を基本とした単価設定とし、原則利用回数に応じた請求を行うことといたします。

各事業者におかれましては、令和 6 年 4 月以降の居宅サービス計画や個別サービス計画の作成、介護報酬の給付管理等の事務において、改正内容を踏まえてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 令和 6 年 4 月以降のサービスコード表および単位数表マスタについては、変更次第、本市ホームページに掲載いたします。

※ 本市ホームページに計画の流れや請求方法等をサービスごとに掲載しておりますので、あわせてご利用ください。

<掲載場所>

「相模原市公式ホームページ」アドレス

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>)

→トップページ > 子育て・健康・福祉 > 介護・介護予防 > 介護保険・介護予防

>相模原市の介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について>指定事業者向け情報

以上

福祉基盤課 高齢指定・指導班

電 話 042-769-9226

F A X 042-759-4395